

📌 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑦



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
今月は「人材確保等支援助成金」についてです。

建設事業主に対する助成金



人材確保等支援助成金（女性専用作業員施設設置経費助成）

2020年の調査で、現場の作業を担う建設技能者のうち女性の割合は、**7.9%**とまだまだ低い状況です。

女性が少ない理由の一つが**環境面での不備**です。

男性中心の歴史が長い建設業では、多くの現場で女性に配慮した設備が備わっていません。
女性専用の休憩所・待機所やトイレ、更衣室といった設備がないケースも珍しくありません。



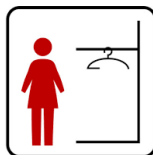
▶ この助成金は、**女性専用設備の設置**によって支給される助成金です！



① 対象施設は？

**更衣室(ロッカー必須) 浴室・シャワー室(脱衣場必須)
トイレ(手を洗う設備・鏡付き化粧台及び荷物置き 必須)**

② 対象経費は？



	水道・ガス 工事	電機配線 工事	冷暖房 設備	くつ・雨具 収納設備	湯沸器	洗面台	畳・カーペット カーテン
更衣室		○	○	○		○	○
トイレ	○	○				○	
浴室	○	○			○		
シャワー室	○	○			○		

③ 助成額は？

経費助成

賃金助成

支給対象費用 × 3/5



支給対象費用 × 3/20 （上限90万円）

※ 全労働者の賃金を5%以上引上げ

④ スケジュール



令和6年度の助成金詳細は、厚労省ホームページ掲載されています。



人材確保等支援助成金の申請方法や助成額などの詳細については、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆ 次回も、人材確保等支援助成金を詳しく解説していきます！